

2026. 5. 15

北九州市教職員組合にゅうす



「2026年度春闘期の要求書」提出！

北九州市教組は、4月10日に「2026年度春闘期要求書」を当局に提出し年間交渉をスタートさせました。今回は、教職員にとっての適切な業務管理と健康確保ができるように、そして意欲をもって働き続けることができる賃金体系や労働条件、ならびに教育予算増額とさらなる人員配置をめざして交渉していきます。第1回目の交渉は、5月13日(水)に行われました。以下、当局に提出した春闘期の要求書を掲載します。

業務管理と健康確保ができるように、そして意欲をもって働き続けることができる賃金体系や労働条件、ならびに教育予算増額とさらなる人員配置をめざして交渉していきます。第1回目の交渉は、5月13日(水)に行われました。以下、当局に提出した春闘期の要求書を掲載します。

1. 公教育の社会的重要性に応える人員を確保し、また教職員が意欲をもって働き続けることができるように、教職員の賃金水準を引き上げること。

① 教員賃金について、人材確保法等の趣旨や勤務実態をふまえ、教育職給料表の改善を行うこと。特に、教育職給料表(三)・(四)の水準の引上げ、号給延長などを行うこと。

② 学校事務職員の賃金改善を行うこと。

③ 教職員の職務や生活実態をふまえ、教職員に係る諸手当単価を引き上げること。

④ **再任用職員の賃金について**、定年が段階的に引き上げられることもふまえ、経済的負担および定年前職員との均衡等を考慮して改善すること。特に教育職(三)・(四)の再任用職員の給料月額について、職務・職責が定年前と変わらない実態にあることもふまえ、また教育職(三)・(四)や他の給料表と比較して相当程度低い水準にあることから、早急に引き上げること。また、**期末勤勉手当の支給割合について**、定年前職員と同様にすること。

⑤ 定年延長にともなって引き下げられた、60歳以上の教職員の賃金について改善を行うこと。

⑥ 臨時・非常勤教職員について、地方公務員法等の趣旨等をふまえ、処遇を改善すること。特に会計年度任用職員の処遇については、実態を把握するとともに、制度創設の趣旨にもとづき、年収ベースでの賃金改善、期末・勤勉手当や超過勤務手当等の確実な支給がなされるようにすること。

⑦ **定数欠を教育委員会の責任で早期に解消するとともに、産休・育休・病休代替講師を確実に配置すること。**

⑧ 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用を改善すること。

2. 教職員一人ひとりが実感できる長時間労働是正の実現にむけ、引き続き、必要な施策を積極的に講じること。

① 教員が本来業務に専念するために、文科省が示した「業務の役割分担・適正化」を教育委員会の責任においてさらなる推進をはかること。

② 子どもたちがゆとりある学校生活を送れるよう、学校行事の精選や各学校の指導体制に見合った授業時数の設定などを行うこと。「わかる授業」「楽しい学校」づくりのために、授業準備の時間を十分確保できるようにすること。

③ 過度な校内研修による教育現場の多忙感を解消すること。特に主題研修、公開授業の有り方について各学校で論議することを指導すること。

④ 校長の責任で、各勤務形態における休憩時間を示し、確実に実施させること。また、休憩時間確保の実態調査を行うこと。

⑤ 全ての職場で、労基法及び給特法に基づく勤務時間の意識の醸成を図ること。

⑥ 年度内における欠員が生じないように、対応策を講じる事。

⑦ **「業務改善プログラム第4版」について教職員に確実に伝え、教職員の適切な「業務量管理、健康確保」ができるようにすること。**

3. 部活動の地域移行について、指導者・活動施設の確保や保護者の経済的負担の軽減などのための財源を十分に確保すること。また、学校現場の意見を反映させうえて、地域移行の進捗状況を全教職員に周知徹底すること。



東執行委員長

太田教育長

当局と交渉できるのは教職員組合だけ！組合員のみならず、一人ひとりの存在が全労働者の幸福につながっています！

(赤字は、新たな要求項目や重要課題)

要求項目 4~6 は、NO.12に掲載します

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！

/// JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1

E-mail: jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

